

「公共交通・宿泊施設感染拡大防止対策助成金」制度概要(案)

令和2年5月8日
総合政策部

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に取り組む公共交通事業者及び宿泊事業者に対し、継続的な感染症拡大防止の推進を図る観点から対策費用に係る臨時的な助成金を交付する。

1. 制度名称

「公共交通・宿泊施設感染拡大防止対策助成金」

2. 趣旨

新型コロナウイルス感染症が流行する中、通院や買物など市民生活のために必要な公共交通の維持確保に努めている公共交通事業者並びに、市民の命を守る医療従事者や、社会基盤を守る保守・工事関係者を含めたビジネス客が安心して宿泊することができる社会インフラとして施設の提供に努めている宿泊事業者を対象に、運行車両内や宿泊施設内の消毒作業や消毒液の配備などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組に要する経費に対する臨時的な助成を行い、継続的な感染症拡大防止の推進を図ることを目的とする。

3. 助成対象

公共交通事業者及び宿泊事業者

4. 用語の意義

(1) 公共交通事業者

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む)のほか、公安委員会が認定し、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する業態を行う自動車運転代行業者をいう。

(2) 宿泊事業者

旅館業法による営業許可証を有し、ホテル、民宿、旅館などの宿泊施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる業態を行う事業者のほか、住宅宿泊事業法による届出を行い、住宅宿泊事業を営む事業者をいう。

5. 助成金額等

助成対象事業者に対し、基本助成額として一事業者あたり10万円を支給する。

また、公共交通事業者においては、申請時において旅客運送事業等に供するために保有する乗合バス及び貸切バスについては車両台数1台につき4万円を、その他の旅客運送事業等に供するために保有する車両台数1台につき2万円を、宿泊事業者については、申請時において旅館業等に供するために稼働している客室1室に対し2万円を加算して支給する。

6. 予算要求額 17,600千円

(内訳)

●公共交通事業者	10事業者	×	10万円	=	100万円	
保有台数	37台	×	4万円	=	148万円	
	61台	×	2万円	=	122万円	小計 370万円
●宿泊事業者	31事業者	×	10万円	=	310万円	
客室数	540室	×	2万円	=	1,080万円	小計1,390万円

※ 財源については、「根室市ふるさと応援・公共交通維持安定化基金」及び「根室市ふるさと応援・交流人口拡大促進基金」の活用を見込む。